

(8) ペットボトル「東京水」の在庫について

水道局では、都民に高度浄水処理水を手軽に飲んでもらい、安全性やおいしさについて実感してもらうことで水道水に対する理解をより深めてもらうことを目的に、ペットボトル「東京水」を平成16年度から製造している。ペットボトル「東京水」は、水道週間行事や街角イベント等で配布を行うほか、東京マラソン等の都の行事への無償提供、都庁舎、都立病院及び上野公園をはじめとした都関連施設等にある売店での販売並びに通信販売されている。

表2-93 ペットボトル「東京水」無償配布・販売実績

年度	無償配布数	販売数
平成23年度	478,536	24,576
平成24年度	414,072	28,968
平成25年度	398,232	32,136

(単位：本)

(水道局「事業概要 平成26年版」より抜粋)

① ペットボトル「東京水」の余剰在庫について

水道局では、次回製造時までに行われるイベント等での配布希望数を合計し、その数に一定の余剰を加えた数の本数を適正な在庫数として捉え製造計画を立てている。そのため、予定されていたイベント等がなくなれば、大きく在庫が残るようなことは想定していない。

しかしながら、平成25年度において、国体等のスポーツ関連イベント用として確保したもののうち約61,000本が、イベントが開催されなかったことよって使用できず余剰在庫として残ってしまっている。当該国体等のスポーツ関連イベント用の使用見込み本数は、関連部局の配布希望数を合計したものに加えて、水道局が使用を見込んだ本数を確保したものであるが、当該使用見込みについての根拠となる資料はない。

この余剰となった在庫約61,000本については、賞味期限（製造から1年以内の期限）が切れるまでに使用することができなかったことから、消費期限（製造から2年以内の期限）が切れるまで緊急時の災害備蓄用として保管している。しかしながら、これは応急対策計画に位置付けられた災害用備蓄品ではなく、他に有効な活用方法がないために、結果的に災害備蓄されているだけである。

しかも、余剰在庫を庁舎（旧板橋北営業所）の空スペースで保管しているため、追加費用は発生していないとの認識であるが、本来発生しないはずの在庫

を保管しているものであるから、この在庫がなければ空スペースを他に有効活用できた可能性もあり、保管スペースの有効活用の点からも問題があると考えられる。

(指摘1-4) ペットボトル「東京水」の余剰在庫について

水道局では、ペットボトル「東京水」の必要見込み使用量（各イベント等の必要使用量の積み上げ）を適正な在庫保有水準と捉えてペットボトル「東京水」の製造を発注しているが、その必要使用量の見込みが曖昧で、結果として余剰在庫を抱えてしまう面がある。大量の余剰在庫は保管コストや廃棄費用が発生する可能性もあることから、必要使用量の見込みを算定する際にはその根拠となるものを十分に確保した上で、適正な在庫水準を維持されたい。

② ペットボトル「東京水」の在庫管理について

水道局では、ペットボトル「東京水」の出荷及び在庫管理の業務を外部業者へ委託している。ペットボトルの受払管理は、月末に委託先から報告を受ける在庫管理表の受払実績と、同じく委託先から提出される納品確認書とを突合することによって確認していることである。しかしながら、委託契約に係る仕様書において「蔵出しの状況に異変がある場合には必要に応じて受託者の倉庫に立入検査できる」と定められているものの、月末に在庫管理表で報告を受けるのみであり、水道局が現物を直接確認することはしていない。

一方、この委託先は競争入札により決定していることから、必ずしも同一の委託先ではない（平成24年度と平成25年度は委託先が異なっている）。このように委託先が変わると、年度当初に業者間で在庫数の一致を確認することになっていることから、水道局は月末に現物を直接確認することは不要であるとしている。しかしながら、委託先の選定は競争入札であることから、結果として同じ委託先となることもあり得る。この場合、年度当初の業者間の在庫数の確認作業がなされないことになる。

また、平成23年度から平成25年度は蔵出しの状況に異常がないということから、倉庫への立入検査も実施していない。

(意見1-27) ペットボトル「東京水」の在庫管理について

ペットボトル「東京水」の在庫管理について、委託先が変更となる際の業者間の引継ぎのみによる確認は、在庫管理として適切ではない。また、複数年にわたり同一の業者が委託先として選定された場合は、そもそも業者間の引継ぎによる確認がなされないことから、実際の在庫数量と報告在庫数量が異なると

しても水道局が気付くことは困難であり、結果的に適正な資産管理ができないおそれがあることから、年度末等に定期的に水道局職員が自らの在庫数量を直接確認することにより、委託先が適切な在庫管理を実施していることを確認されたい。

(9) 固定資産の現物照合について

固定資産は、取得後長期間にわたり使用することが想定されるため、損害や紛失などが生じていないことを確かめるために、定期的・継続的に現物を確認することが必要である。固定資産の現物照合は、固定資産の現物を確認し、また物理的な劣化や損害などを把握するために重要な手続である。

水道局「東京都水道局固定資産規程の取扱いについて」第3の第1(1)によれば、土地を除く固定資産の管理を定めており、「少なくとも年1回、固定資産管理台帳又は固定資産保管台帳と現物の照合を行わなければならない」と規定している。また、この取扱いでは、「機械、装置、器具備品などの特に管理の適正を必要とするものについては、部、所又は営業所の担当職員は、当該固定資産の保管担当者立会いの下に現物の確認を行い、管理台帳又は保管台帳にその結果を記録する」と規定されている。なお、ここでいう「特に管理の適正を必要とするもの」は、機械、装置、器具備品などのうち持ち運び等が容易であり、様々な場所で使用され、滅失等の危険性が大きいものと解釈し運用しているが、何を対象とするのか記載されている具体的な規定がない。

(指摘1-5) 固定資産の現物照合について

固定資産の現物確認について、一定の固定資産については担当職員が保管担当者立会の下に実施することが規定上義務付けられている。なお、三園浄水場の平成25年度の現物照合については、当該「一定の固定資産」に該当するものがないと判断し、技術系職員が1名で現物照合を実施し、その後事務系職員が1名で現物照合を実施するという態勢で現物照合を行っている。しかしながら、当該「一定の固定資産」の範囲が明確に定められていないことから、その規定を整備し、効果的かつ効率的な現物照合を実施されたい。

(10) 固定資産台帳等の文書管理について

① 固定資産台帳の不備について

平成25年度の水道事業会計における固定資産の帳簿価額は2兆3,775億円、減価償却費は650億90百万円であり、これらは非常に金額が大きい。この帳簿価額及び減価償却費は固定資産台帳を基に作成されることから、水道事業会計にとって固定資産台帳は事業に重要な管理台帳である。

したがって、この固定資産台帳の管理状況を把握し、その管理状況の適正性・準拠性・有効性などを検討することも非常に重要であると考えられる。

ここで固定資産台帳とは、土地、建物などの有形固定資産、ソフトウェア、ダム使用権などの無形固定資産及び繰延資産を管理するための帳簿をいう。

当該固定資産台帳に資産科目の名称や資産管理番号、取得年度、耐用年数、取得価額などを正確に記録することが、減価償却費などの計算を正確に行うために重要となる。また、固定資産台帳に所在地などの情報も記録しておくことで、固定資産の現物照合などに役立てることができる。

(i) 固定資産台帳と貸借対照表の不整合について

固定資産台帳と貸借対照表の残高が一致するか確認したところ、1件不整合が生じていることが判明した。具体的には、構築物の帳簿価額について、平成25年度末現在の貸借対照表が1,533,090,059千円であるのに対して、固定資産台帳が1,533,090,300千円であり、両者の間には240千円差異が生じている。

当該差異の原因を確認したところ、過去の誤った除却処理を平成24年度に台帳上修正したが、その際に減価償却に関する情報を誤って入力してしまったことと、当該誤入力について平成25年度に修正を行うべきところ、担当者間での情報の引継ぎがうまく行われなかったことにより、平成25年度の決算に修正が間に合わなかったことにあるとの説明を受けた。

(ii) 機械及び装置のマイナス残高について

水道局立川給水管理事務所における機械及び装置（屋内自立スタンプド形）について、固定資産台帳の帳簿価額が「-184千円」と記録されている。通常、固定資産残高がマイナスとなることは想定できない。なお、固定資産台帳の機械及び装置の合計額と貸借対照表の機械及び装置の合計額は一致している。

当該マイナス残高の確認をしたところ、平成15年度に固定資産事務システム

を再構築し運用した際からマイナス残高であったとのことであり、おそらく当該システム再構築に合わせて償却方式を変更（組別償却方式から個別償却方式へ変更）したことから、現行システムへの移行処理の中で、個別資産を登録する際に誤って減価償却累計額を登録したものと推測される。

(iii) 固定資産科目の設定誤りについて

固定資産台帳の構築物のうち舗装通路については、耐用年数が40年のものと60年のものが混在している。例えば、玉川浄水場における構内舗装（帳簿価額4百万円）が耐用年数40年とされているが、東海給水所における構内舗装（帳簿価額41百万円）は耐用年数60年と設定されている。「地方公営企業法施行規則別表第2号」によると、本来、コンクリート造の舗装道路についての耐用年数は15年と設定すべきだが、水道局において保有している舗装道路については、敷地構内の舗装通路であり、一般交通に供する道路ではなく、交通量も少ないことから、道路としての耐用年数は適当でない」と判断し、「地方公営企業法施行規則別表第2号」の「構築物 水道用又は工業用水道用のもの」における「コンクリート造又はれんが造のもの40年」を適用し、耐用年数を40年と設定しているとのことである。

しかしながら、同一、同種の固定資産において異なる耐用年数を用いることは通常想定できない。この点を確認したところ、耐用年数が60年のものは固定資産科目の誤設定であるという回答を得た。これは本来、東海給水所における構内舗装（取得価額44百万円）を耐用年数40年である構築物の諸設備と設定するところ、誤った固定資産科目で設定し、その結果耐用年数を60年としてしまったものである。

(指摘1-6) 固定資産台帳の不備について

平成25年度の固定資産台帳については、除却処理や減価償却などに関する情報を入力誤りによって誤った帳簿価額や減価償却費が計算されているものがあり、また当該誤りを長年発見できていなかった。固定資産台帳は水道事業会計において管理上も会計上も非常に重要なものであることから、より強固で入念なチェック体制を構築するなどして、管理規定に準拠した運用を実施されたい。

② 取得価額の算定根拠となる文書の保存について

東京都水道局文書管理規程第35条第1項では文書の保存期間（長期、10年、5年、3年、1年、1年未満の6種）について定め、同条第2項では、「前項の規定にかかわらず、法令等に保存期間のある文書等については、当該法令等に定める期間により」保存期間を定めることとしている。水道局では同項の規定により、「文書管理基準表」を定め、固定資産関連の文書を含む消費税関係書類については、消費税法施行令第50条の定める7年という保存期間を設定している。ここで、表2-94の建設仮勘定から振り替えられた固定資産について、その取得価額の計算資料を確認しようとしたところ、その資料が一部処分され保存されていないであった。その理由は消費税関係書類の保存期間が7年であることから、支出後7年超経過した文書については処分し、保存していないということであった。

表2-94 取得価額の資料が確認できなかった固定資産

勘定科目	資産名称	完成年度	取得価額	帳簿価額
建物	高度浄水ポンプ棟(1系)	平成25年度	852,414	831,701
建物	電灯コンセント設備	平成25年度	53,651	50,464

(単位：千円)

(意見1-28) 取得価額の算定根拠となる文書の保存について
 固定資産の取得価額について、その取得価額の計算根拠を確認しようとしたところ、その一部文書が保存期間を超過していることから処分され、保存されていないであった。

水道事業における固定資産は金額的にも質的にも重要である以上、対象の固定資産が完成するまでは、支出の内容及び金額を確認できる文書の一部を保管することができるよう、事務処理手順の見直しを図られたい。

(11) 配水管の漏水対策について
 ① 漏水防止対策費用の効率性・経済性について

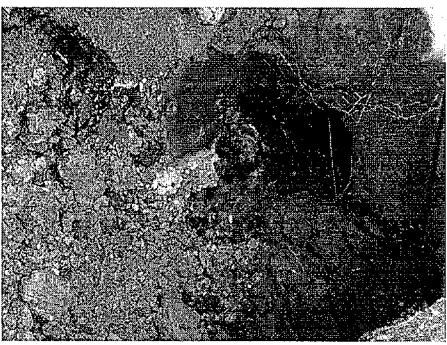
都内に布設された配水管の延長は、地球半周にも相当する2万6,613kmに及ぶ。水道局の配水設備は平成25年度末で帳簿価額1兆2,852億73百万円であり、これは水道事業会計の総資産2兆7,060億45百万円の47%と大きな割合を占めている。

水道局の配水管や各家庭や各事業所が所有する給水管は、材質劣化、腐食性土壌による影響、道路交通や工事の影響などによって常に漏水の危険にさらされている。漏水は、貴重な水資源の損失であるばかりではなく、出水不良、道路陥没、建物への浸水などの二次的災害をもたらす危険性がある。このため、水道局は主要施策として、漏水防止対策に積極的に取り組んでいる。

なお、都内の水道管の漏水に起因する陥没事故は、毎年数件程度であり、平成25年度の発生件数は3件、復旧費用は総額12百万円程度となっている（水道局資料による）。以下の写真は、平成26年4月に目黒区で発生した漏水事故の状況である。

目黒区中目黒五丁目2番地先漏水事故（φ100配水小管）

平成26年4月発生



(1) 漏水状況



(2) 修理後

(漏水事故による配水小管の漏水状況及び修理後の状況)

水道局管内では、表2-95のとおり、平成25年度の漏水量が90.9千m³/日、漏水率2.2%であり、他の自治体と比較しても非常に低い水準にある（表2-96参照）。

表2-95 水道局の漏水率の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
漏水量（千m ³ /日）	130.4	115.5	119.6	84.5	90.9
漏水率（%）	3.0	2.7	2.8	2.0	2.2

（水道局「事業概要 平成26年版」より抜粋）

表2-96 漏水率の主要都市間比較（平成23年度）

	東京都（※）	横浜市	大阪市	名古屋市	千葉県	神奈川県
漏水率	2.8	6.6	6.1	2.7	2.1	6.3

（公益社団法人日本水道協会「公表された業務指標（P1）値一覧表」より抜粋）

※ 東京都：区部及び多摩地区

このように都（区部及び多摩地区）の漏水率は他の自治体と比較しても非常に低い水準であるが、水道局では漏水防止にどれほど費用をかけられるのか、その効率性・経済性を検討することが必要であると考えられる。水道局では、現状の漏水率を維持すること、また漏水の動向を把握することを目的として、ここ数年間は同程度の作業を実施している。今後の計画については、漏水率と漏水防止費用の比例関係が薄くなっているものの、他の自治体では、漏水防止対策を取りやめたところ、漏水率が上昇の傾向をたどるなどの状況が見受けられていることから、当面は従来と同様に同程度の作業を継続する方針である。

次に、表2-97は、漏水対策費用には調査費用（測定調査作業・巡回調査作業）と修繕費用といった内容があることから、その内訳と漏水率などを経年比較したものである。